

27消安第6027号
平成28年3月23日

一般社団法人 日本青果物輸出入安全推進協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



農林水産関係事業者が保有する個人情報の適切な管理の徹底についての関係団体等への周知について

平素より消費安全行政にご協力いただき、厚く御礼申し上げます。

昨年6月に、日本年金機構において、不正アクセスにより約125万件の個人情報が漏えいする事案が発生し、今般、農林水産関係事業者においても不正アクセスにより大量の個人情報が漏えいする事案が発生しました。

農林水産省では、農林水産関係事業者が講じる措置が適切かつ有効に実施されるための具体的な指針として、「農林水産分野における個人情報保護に関するガイドライン」(平成27年7月1日農林水産省告示第1675号。以下「ガイドライン」という。別添)を策定し、貴団体を通じ会員各社等に周知をお願いしてきました。

ガイドラインにおいては、個人情報の適正な取得や情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置等、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の遵守を徹底するための具体的な措置について記述してあります。

特に、今般の事案に係る対策は以下のとおり記述してありますので、貴団体におかれましては、会員各社等に対し、委託先及び再委託先の監督を含めた社内の安全管理措置等に万全を期することについて、改めて周知徹底を図っていただくようお願いします。

第6 個人データの管理に関する義務

3 安全管理措置(法第20条関係)

(7) 情報システムからの漏えい等を防止するための技術的安全管理措置

(例)

- ・ 個人データへのアクセスにおける識別と認証
- ・ 個人データへのアクセス制御
- ・ 個人データへのアクセス権限の管理
- ・ 個人データへのアクセスや操作の記録及び不正が疑われる異常な記録の存否の定期的な確認
- ・ 情報システムへの外部からのアクセス状況の監視及び当該監視システムの動作の定期的な確認
- ・ ソフトウェアに関する脆(ぜい)弱性対策(セキュリティパッチの適用、当該情報システム固有の脆弱性の発見及びその修正等)